

会計・税金コース

身近な会計および税務の知識

1月12日(木)

私たちの税金 — 所得税

吉松会計事務所 所長／
公認会計士／税理士 吉松宏晃

1月19日(木)

企業の決算書から見えること

おおえだ公認会計士事務所 代表／
公認会計士 大枝 伸一

1月26日(木)

決算書の基本的な仕組みと見方のポイント

山添公認会計士事務所 所長／
公認会計士 山添 清昭

2月2日(木)

相続税と贈与税の実務

柴田国際公認会計士事務所 代表／
公認会計士 柴田 洋

法律コース

今こそ法律を学ぼう

1月17日(火)

文系弁理士がお話しする特許の世界

宮崎特許事務所 弁理士
宮崎 浩充

1月24日(火)

消費者被害事件いろいろ

太平洋法律事務所 弁護士
日高 清司

1月31日(火)

これってパワハラ?! ～職場のハラスメントにどう対応するか～

北大阪総合法律事務所 弁護士
西川 翔大

大阪公立大学 令和5年1月

文化交流センター 専門家講座

場所：大阪公立大学文化交流センターホール

大阪市北区梅田 1-2-2-600

大阪駅前第2ビル6階

Tel: 06-6344-5425

定員 各講座とも60名先着順

受講料 1回 500円

受講当日窓口で現金でお支払いください

お申込 Web ページからお申込みください

<https://www.omu.ac.jp/lifelong-learning/course>

受付 18:00～18:30

講座 18:30～20:00



新型コロナウイルス感染予防対策のため、ご協力をお願いいたします。

※マスクを着用してご参加ください。

※会場入場時に手指のアルコール消毒をお願いいたします。

※発熱や風邪のような症状のある方につきましては参加をお控えください。

※講座を中止させていただく場合がございますので、ご了承ください。その際は大学 HP でお知らせします。

会計・税金コース 身近な会計および税務の知識

1 月 12 日 (木)	私たちの税金 — 所得税 私たちが暮らす社会で税金は必要不可欠なものです。とりわけ、個人が得る「儲け」に対して課税される所得税は、老若男女、誰にでも関係のある一番身近な税金の一つです。一般的な税金の基礎知識と所得税の仕組みについてわかりやすくご説明します。	吉松会計事務所 所長／公認会計士／税理士 吉松宏晃 ★
1 月 19 日 (木)	企業の決算書から見えること 企業の決算書から何が見えると思いますか？ 開示情報をもとに代表的な企業の特徴を明らかにしていきます。 また、その特徴を捉えるためのポイントを分かりやすくご説明します。 決算書から企業の特徴を読み取れる面白さを感じて頂ければと思います。	おおえだ公認会計士事務所 代表／公認会計士 大枝 伸一 ★★
1 月 26 日 (木)	決算書の基本的な仕組みと見方のポイント 本講座では、基本的な決算書である「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」の仕組みについて、わかりやすく解説します。決算書は、会社が本当にもうかっているのか否かをつかむための重要なツールです。上場会社の「決算書の実例」を用い、実際に役立つ「決算書の見方のポイント」について、わかりやすく説明します。	山添公認会計士事務所 所長／公認会計士 山添 清昭 ★★
2 月 2 日 (木)	相続税と贈与税の実務 相続税は、一生に1回の相続というタイミングで生じる税金です。2015年の改正で、相続税の負担が重くなりました。相続は、残された相続人の間で争いがあれば、争続となり、裁判になることもあります。遺言の制度を活用したり、遺産分割を生前から話し合うことも重要です。また贈与税の制度を活用することで相続税の節税を図ることができます。	柴田国際公認会計士事務所 代表／公認会計士 柴田 洋 ★★★

法律コース 今こそ法律を学ぼう

1 月 17 日 (火)	文系弁理士がお話しする特許の世界 法律の中では、多くの人にとって特許はなじみの無い分野ですが、実は、日本は特許出願件数世界第3位の特許大国です。 人気ドラマ「下町ロケット」にもあったように、ときには企業存亡のカギとなり得る特許の世界を、文系出身の弁理士が経験したエピソードも入れながら、わかりやすく説明します。	宮崎特許事務所 弁理士 宮崎 浩充 ★
1 月 24 日 (火)	消費者被害事件いろいろ 消費者被害防止・救済のために、消費者契約法、特定商取引法などのいわゆる消費者法が制定されています。どんな事案にどんな法律が適用され被害救済されるのか、あるいは救済困難なのか、欠陥商品、投資詐欺、靈感商法等についてお話します。	太平洋法律事務所 弁護士 日高 清司 ★★
1 月 31 日 (火)	これってパワハラ?! ～職場のハラスメントにどう対応するか～ 2022年4月からパワハラ防止法が中小企業も含めて全面的に施行されました。職場で「これってパワハラではないか?」と思うようなことがある場合に、どのように対応すればよいのか具体的事例も踏まえてお伝えします。	北大阪総合法律事務所 弁護士 西川 翔大 ★★